

平成28年度 第1回嘉手納町総合教育会議 議事録

日 時	平成29年1月12日（木） 15:00～16:15
場 所	庁議室
出 席 者	當山宏町長、神山吉朗副町長、奥間千津子委員長、宮里啓委員長職務代理人、真壁節子委員、比嘉秀勝教育長
事 務 局	金城睦和教育総務課長、我那覇弥生教育総務係長
関 係 部 局	なし
関 係 者 又 は 学識経験者	なし

発言者	内 容
當山町長	皆さん、あけましておめでとうございます。本日はお忙しい中ご出席頂きありがとうございます。これより第1回嘉手納町総合教育会議を開催いたします。今回は、平成28年度最初の総合教育会議となり、真壁委員が初めての出席となっております。本日の会議は、地教行法の改正により設置された会議でございます。首長と教育委員会との協議、調整をする場として、相互の連携強化や教育政策の方向性を一つとする有意義な会議となることを期待しております。なお、本日の会議におきましては、式次第に沿って進めて参りたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第3項に基づき、首長が総合教育会議を招集することとなっておりますので、私の方で議事を進めていきたいと思っております。なお、本日の議事において、議題2は議会提案を予定している議会の議案に関する事項ですので、その審議については非公開にしたと思いますが、よろしいでしょうか。
全員	異議なし
當山町長	それでは、式次第に沿って進めて参ります。「議題1. 新教育長の設置に伴う事務委任について」事務局より説明と議題の提案をお願いします。
金城教育総務課長	はい。それでは議題について読み上げて提案させていただきます。（議題1読み上げ）内容については、我那覇係長より説明いたしま

	す。
我那覇係長	それでは説明させていただきます。資料1をご覧ください。(資料1 P4②まで説明)
當山町長	ここまで説明した部分について、質疑やご意見があればお願いいたします。
宮里委員	はい。ポジションというのは、ある程度の権限と責任を持たせて意味があると思うので、教育長には事務局トップとしてはある程度の権限と責任を持たせて動いていただいた方がいいと思います。方向性としては事務局としてはどう考えていますか。
當山町長	それでは、③検討案から説明の続きを事務局お願いします。
我那覇係長	資料1 P4③検討案から説明いたします。(資料1 P6③(1)まで説明)
當山町長	ここまで説明した部分について、質疑やご意見があればお願いいたします。
宮里委員	大きく変わるのは、工事請負費の所と思いますが、これまではどうしていたのか教えて下さい。
我那覇係長	これまでは、町の業務として5,000万円未満までは教育長決裁で支出しておりまして、それを超えたら町長決裁となっております。
當山町長	教育委員会に係る予算について、細かい内容を把握している教育長や教育委員会の職員に補助執行させて、町の業務の予算の執行をさせているという形がこれまでの方法です。それでは、③検討案(2)工事の関する事項から説明の続きを事務局お願いします。
我那覇係長	資料1 P6③検討案(2)工事に関する事項から説明いたします。(資料1参照)以上です。審議の程、よろしく申し上げます。
當山町長	それでは、質疑やご意見があればお願いいたします。なければ、私からよろしいですか。補助執行に関する規則の別表中に、「1教育委員会に係る議案を作成すること。」とありますが、これはどうなりますか。
我那覇係長	これについては、これまで通り議会に上程する議案は、長名で作成されますが、教育長の決裁権はなくなります。しかしながら、議会に上程する議案は必ず教育委員会議で承認をいただきますので、教育委員会会議への上程議案として教育長は決裁することで、事務への関与については補完されると考えます。
奥間委員長	工事については、事務委任をせずに副町長の決裁権になるとの事ですが、教育施設に関することなので教育長との協議をしながら業務は進めていくということの認識でいいですね。

我那覇係長	はい。教育委員会議に諮る事項というのは、地教行法第25条及び町例規で規定されています。その中に「教育委に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」や「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を決定すること」があるので、教育施設の重要な工事、改築等はそれらに該当すると考えますので、教育長、教育委員との協議等は必ず必要になることと考えます。
宮里委員	教育委員会議の中で、教育長がイニシアティブをとれるということであればいいのではないかと思います。もし何か不都合があれば、見直ししていけばいいのですよね。
當山町長	そうです。今回の検討案で、充分協議をして決めますが、運用してみて不都合等があれば、見直し等も柔軟に対応していかないといけないと思います。これ以上、疑義がなければ承認していただきたいと思います。よろしいでしょうか。
全員	異議なし
當山町長	これをもちまして「議題1. 新教育長の設置に伴う事務委任について」決定したいと思います。続きまして、「議題2 平成29年度教育委員会主要事業予算（案）について」は、先に確認したとおり、非公開とします。それでは、事務局より説明と議題の提案をお願いします。
以下、非公開	